



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会社名 ヒラキ株式会社
代表者名 代表取締役 向畑 達也
(コード番号 3059 東証第二部)
問合せ先 取締役経営戦略室長
姫尾 房寿
(TEL 078-967-4601)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を、本年 6 月開催予定の第 38 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

会社法の一部を改正する法律が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるように、取締役および監査役との責任限定契約を締結することができる規定を新設するとともに、条数の繰り下げを行うものであります。

なお、定款第 27 条（取締役との責任限定契約）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別表のとおりです。

3. 日程

| | |
|-----------------|-----------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 27 年 6 月 26 日（金）予定 |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 27 年 6 月 26 日（金）予定 |

以上

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--------------------------------------|--|
| <p>第 1 条～第 26 条 (条文省略) (新設)</p> | <p>第 1 条～第 26 条 (条文省略) (取締役との責任限定契約)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> |
| <p>第 27 条～第 35 条 (条文省略) (新設)</p> | <p>第 28 条～第 36 条 (現行どおり) (監査役との責任限定契約)</p> <p>第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> |
| <p>第 36 条～第 41 条 (条文省略)</p> | <p>第 38 条～第 43 条 (現行どおり)</p> |